

# ガロ・ブルグンド期のジュラ諸修道制

—ジュラ諸修道院（コンダ・ラウコンヌおよび  
ラ・バルム）をめぐる諸問題—

---

徳 田 直 宏

Naohiro Tokuda

## Die Juraklöster in der Gallo-Burgundischen Zeit

Burgund war vom 4. Jh. bis 6. Jh. ein Auffangbecken geistiger Strömungen vom Aquitanischen (Marmoutier), Rhône-Provenzalischen (Lérins) und Irländischen (Luxeuil) Klösterwesen. Im Jura, süd-östlich von Burgund wurde Juraklöster (Condat, Lauconne und La Balme) in ca 430 vom aus der lokalen Adelsfamilie stammenden Romanus gegründet. Nach der Meinung von F.Prinz standen Juraklöster vor allem unter dem starken Einfluß Rhône-Provenzalischen Klösterwesens von Lérins. Durch die Analyse der Hauptquellen von Juraklöstern, "Vita SS. Patrum Iurensium", können wir dort eine nicht so stärkere Verwandtschaft zwischen Lérins und Juraklöster als zwischen diesen und Marmoutier wegen Klosterwesens und Charakters finden, weil das Condat "anachoreta" bis in die Amtszeit von dem 4. Abt Eugendus (+512/4) gehalten hat, während Lérins, ein System von "coenobium" annehmend, ein Gründung von Senatorischem Adel war und eine Rolle als Ausbildungsstätte für gallische höhere Priester gespielt hat. Überdies dürfen wir den aquitanischen Einfluß auf die Juraklöster von dem Martinskult und den viele Zitaten aus den Werken von Sulpicius Severus in "Vita SS. Patrum Iurensium" zeigen. Schließ-lich können wir auf die von Lérins ganz verschiedenen Reaktionen von dem Abt Romanus auf die Kirchenpolitik von dem Bischof Hilarius von Arles und auf das im Mönchtum gedienten Priestertum hinweisen. Hieraus geht hervor, daß die Juraklöster ein burgundisch jurassisches eigentümliches Mönchtum ausgebildet haben, obgleich sie sich unter den geistigen und kirchenpolitischen Mächten in der Provence standen.

## はじめに

390年代の後半から400年代初頭にかけて、帝都のラヴェンナ移転による「閉塞された帝権」の誕生とガリア政庁 (Praefectus Praetorio Galliarum) のトリアーからアルルへの移転とは、帝国のガリア放棄の危機感をうみだし、モーゼル・ランドとプロヴァンスとに挟まれたブルグンド地域<sup>1)</sup>にも、政治的、教会的影響をおよぼした。

古代末期から中世初期にかけて、ブルグンド地域はガロ・ロマン的なもの (Gallo-Römertum) とブルグンド・フランク的なもの (Burgundisches-Fränkisches Germanentum) との出会い・融合・反発の場であり、そのことは同地域を「文化連続説」の諸問題に関する考察の対象とする。ガリア修道院史の視点からすれば、同地域には4世紀末期から5世紀初期にかけて、西部からはマルムティエ修道院のアキタニア修道制<sup>2)</sup>が、また、5世紀には、南部からのレランス修道院のローヌ (プロヴァンス) 修道制<sup>2)</sup>が影響をおよぼしている。430年頃、ジュネーブ湖の西北、BienneとTacon両河川の合流点に設立されたジュラ諸修道院と総称されるCondadisco (Condat)、Lauconnus (Lauconne) および Balma (La Balme) と、515年同湖の東南湖畔ちかくに設立されたブルグンド族国家の王 Sigismund の王立修道院 St.-Maurice d'Agaune とは、ともにローヌ (プロヴァンス) 修道院制の系譜に直接つらなり、あたかもレランス修道院とは、制度上では親子関係 (filiatio) にあることが定説として認められている。本論では、ジュラ諸修道院について、当時ブルグンド地域の政治的、教会的状況をふまえながら再検討をこころみ、コルムバヌスとベネディクト両修道制の導入直前のブルグンド東南部地域における修道制の問題を考察したい。そしてジュラ諸修道院がアキタニア修道制とも、またローヌ修道制とも異なるガロ・ブルグンド期のジュラ修道制という固有な名称があたえうるかどうか、論者の関心もそこに存在する。

## 〔注〕

- 1) ブルグンド地域はその広がりにより史的変遷がみられ、その設定は困難である。本論では、M. Chaume 説に従い、その地域をブルグンド王国時代とフランク支配下のブルグンド分国時代のブルグンド領域に設定した。(M. Chaume, *Les Origines du duchés Bourgone, Première partie Politique*, Dijon 1925, p.1, n.2.)。本論におけるブルグンド領域とは、それをローマ帝国行政区名でつぎのように示すことができる。Prov. Lugdunensis I, Prov. Lugdunensis IV, Prov. Maxima Sequanorum, Prov. Alpes Graiae et Poeninae, Prov. Vienennensis, Prov. Nabonnensis II, Prov. Alpes Maritimae。
- 2) 拙稿「トーウルのマルティヌスの修道院運動」『西洋史学』69号 (1966)。

3) 拙稿「ガロ・ロマン末期のローヌ修道制—レランス修道院とその周辺—」上智大学中世思想研究所編紀要 中世研究 8号(1989) 創文社, 71—96頁。; F.Prinz, Frühes Mönchtum im Fränkischenreich, München 1965, S.59.; プリンツはレランスのそれをローヌ修道制と称しているが、G.Moyseはプロヴァンス修道制の名称を用いている。(G.Moyse, Les origines du Monachisme dans le diocèse de Besançon V<sup>e</sup>-IX<sup>e</sup>, Bibliothèque des chartes, Revue d'érudition publiée par la société de l'école des chartes cxxxl Paris 1973.)。

## 〔 I 〕 ジュラ諸修道院の史料

### 1) ジュラ諸修道院の諸史料

同修道院史料は、主として著者不詳の“Vita SS. Patrum Iurensium Romani, Lupicini, Eugendi” (以下VPIと略称) とGregorius Turonensis, “Liber Vitae Patrum” (以下LVPと略称) があり、ただ修道院の存在の傍証には、Sidonius ApollinariusのDomnulus宛書簡と、リヨン司教Viventiolusがコンダ修道院の同名の修道士と同一人物とするならば、ヴィエンヌ司教Avitusのヴィヴエンティオルス宛書簡が存在する。<sup>1)</sup>

ところで、トゥールのグレゴリウスの590年頃の作品LVPと、後述するように、その執筆年代と場所が515年頃のジュラとする著者不詳のVPIの間では、ガリアの西部と東部という空間的なへだたりと、時間的にも半世紀以上のへだたりがある。グレゴリウスのブルグンド地域の知見は大叔父リヨン司教ニケティウスとブザンソンに住む姉妹を介してであり、かれがジュラ諸修道院の位置をブルグンドの奥地と曖昧な表現でしかあらわしていないところから、ジュラ地方がかれにとって辺境の地であった。また、かれがボワチエの聖十字架修道院の暴動事件の詳細な報告をしているにしても<sup>2)</sup>、修道制そのものに関心を示していないところから、ジュラ諸修道院の史料として資するところが乏しく、VPIの補完的な存在でしかない。しかがって、ここでは主要史料のVPIを中心に論ずることとする。

### 2) Via Patrum Iurensiumの信憑性をめぐる研究史

F. Martineが“Vie des Pères du Jura”の序文で論述している、その信憑性をめぐる研究史をてがかりに、この問題について瞥見しておくことにしよう。まず、17世紀から18世紀にかけての信憑性否定派からのべれば、P.QuesnelがVPIの主要部分に関して挿入説を唱え、さらに、同説をA.Jahnが継承して<sup>3)</sup>、写本そのものの古さを疑問視し、VPIを16世紀の史家がSt.-Claude修道院(コンダ修道院の後継修道院)の栄光のために古い史料をもちいて書いた偽作と断定した<sup>4)</sup>。この説はA.Malnoryに踏襲され、戒律の分析によってVPIには後の時代のアルルのカエサリウスの戒律の影響を指摘した<sup>5)</sup>。この17世紀から19

世紀末期までのVPI信憑性否定説は、20世紀初頭 B.Kurschでその頂点に達する。クルシュは上記先達の諸説をふまえて、ブルグンドの聖人伝のおおくがもつ偽書の特徴をVPIのなかに見出し、下記の4点からVPIをカロリング期の偽作と結論づけた<sup>9)</sup>。

- a) カロリング期の言葉と表現法の使用。
- b) 6世紀以後の慣習および制度についての無意識的な言及。
- c) 後世の作家からの借用。
- d) 著者であるならば、当然知っているべき知識の欠如。

これに応じて、17世紀から18世紀にかけて、Le Nain de Tillemont<sup>7)</sup> およびA.Pagi<sup>8)</sup> はVPIの同時代史料としての価値を素朴に擁護し、パギーはその著者をコンダ修道院の第4代院長エウゲンドウスの弟子とみなして信憑性を全面的に認めている。また、A.Baillet<sup>9)</sup> およびA.Rivet<sup>10)</sup> とも後世の挿入の可能性は認めつつも、信憑性肯定派にかたむいている。19世紀末期E.LoeningがVPIとトゥールのグレゴリウスのLVPとを比較検討し、VPIの著者がロマヌス伝およびルピキウス伝について、自ら描こうとする主題を明確に認識していることを指摘し、VPIの信憑性を唱えた<sup>11)</sup>。

19世紀末から20世紀初頭にかけて、クルシュ批判の先鞭をつけたのは、L.Duchesne<sup>12)</sup> およびR.Poupardin<sup>13)</sup> であった。両者の見解をふまえながら規約問題を中心にクルシュ批判を展開したのがH.Leclerq<sup>14)</sup> であり、言語学的立場からは、P.-W.HoogterpがVPIの語彙にカロリング期の特色を見出しえないとしてクルシュ説を否定した<sup>15)</sup>。20世紀後半では、Wattenwach-Levison<sup>16)</sup> およびF.Prinz<sup>16)</sup> らはその信憑性擁護の立場をとり、なかでも、マルティーヌの業績は19世紀末以来のクルシュ批判の集大成であり、かれは上記信憑性肯定派の見解をとりいれつつ、クルシュが提起した前記4項目のテーゼに反論し、VPIの高い信憑性を立証した。マルティーヌは、クルシュをはじめとする19世紀の歴史家が初期ブルグンド聖人伝のおおくが偽作である事実から同書を疑惑の目でとらえ、上記の個々の疑惑から性急にも同書全体を否定したことを批判してテキスト全体の合理的な解釈を提唱し、F.MasaiおよびG.Moyseも高く評価する批判・校訂本を著した<sup>17)</sup>。このマルティーヌ説は以下の論述のなかで明らかにしていくことにしよう。

### 3) Vita Patrum Iurensiumの性格

VPIの著者名が不詳となっている根拠は、1) 原本にはもともと記載されていた著者名が何かの事情で消滅した結果であったのか、2) 著者が修道士の特性とされる謙遜さから、自らの名をあえて伏せた故であったのか、その理由は窺い知ることはできない。

しかし、その名称不詳氏の人物像について、マルティーヌは第4代院長エウゲンドウスの側近として、かれを“dominus meus”と呼んで敬愛し<sup>18)</sup>、臨終の同院長の胸に終油の

秘蹟をさずけた聖職者身分の修道士である人物を著者と措定した<sup>19)</sup>。この人物は490年頃、第3代院長Minausius、あるいはルピキウスの院長時代の修道士であり<sup>20)</sup>、この書を著した時期はエウゲンドウスの死の時期とされる512/14年以後であることは確かであった<sup>21)</sup>。また、モィーズがコンダ修道士で、リヨン司教に転出したViventiolusを著者と措定したが<sup>22)</sup>、後述するように、VPI全体に読みとれる聖職忌避的傾向とこの人物像とは一致しないところから否定せざるをえない。

執筆時期に関するもうひとつの証言として、同書が殉教者マウリティウスの霊廟併設の庵 (cella) に居住するJohannesとArmentariusのために著され<sup>23)</sup>、そして、マセは疑問視するが、この庵が515年創設とされるマウリティウス修道院そのものであるとするならば<sup>24)</sup>、この最も近い時期に執筆されたといえよう。

VPIの執筆の動機が、上述のようにマウリティウス修道院の生活模範とするために、レランス修道院長Marinusの要請にもとずいて著されたとしても<sup>25)</sup>、VPIにはいくつかの疑問点が存在する。VPIの正式の題名が“Vita vel regula sanctorum patrum Romani Lvpicini et Evgendi monasteriorvm ivensivm abbatvm”であるところから、この書の性格は聖人伝であり、かつ修道院戒律であった。しかし、クルシュもその信憑性を疑問視する根拠としたのは、著者がVPIのなかで二回にわたってエウゲンドウス伝の最後のところで発表すると約束した規約を<sup>26)</sup>最後までVPIには見出しえないからであった。マルティエヌはその理由をド・ティーユモン説にもとめている。すなわち、それは約束どおりにエウゲンドウス伝の最後の箇所 (174と175との間) に書かれたユラ諸修道院の戒律がすでに早い時期に切りはなされ、消失したからであった。この箇所ではバシレオス、パコミオス、レランス修道院およびカッシアヌスの諸戒律がエウゲンドウスのもとでコンダ修道院で尊重され、日々読まれ、いっぽうでは、当修道院内でジュラの風土と人の気質に適する固有の戒律の存在が窺わせるからである。I.Woodは戒律の箇所の喪失の可能性を認めつつも、この三人の修道院長の伝記そのものを、従来の聖人伝とは異なる性格の修道生活の戒律そのものであり、とくにエウゲンドウス伝の箇所は“regula” そのものとして読みとれ、これを“vita”と“regula”との融合であった前例をカッシアヌスに求めている<sup>27)</sup>。

#### 〔注〕

- 1) Vita SS. Patrum Iurensium Romani, Lupicini, Eugendi, (ed. B.Kursch, MGH. SSRM. III, 1896) ; Vie des Pères du Jura, (F.Martine, Sources Chrétiennes N 142, Paris 1968) ; Liber Vitae Patrum I, (ed. B.Kursch, MGH. SSRM. I, 1885) ; Le récit de Grégoire de Tours (Vie des Pères, I), (F.Martine, ibid., p.446-461) ; Gregory

- of Tours, *Life of the Fathers*, (Trans. Ed. James, Liverpool 1985) ; Sidonius Apollinaris, *Epist.* IV, 25, P.76, (ed. Ch.Luetjohann, MGH. AA. VIII. 1887) ; Avitus, *Epist. ad Diversos Liber Tertius LVII* (51) p.85, (ed. R.Peiper, MGH. AA. VI, 1883), *LVIII* (52) p.87, *LXVII* (58) p.89, *LXVIII* (59) p.89, *LXXIII* (64) p.90.
- 2) 拙稿「ガリア・フランク修道制に関する考察・ポワチェのSte.-Crois修道院を中心として」愛知県立芸術大学紀要 28, 1978.
- 3) P.Quesnel, *Dissertatio V, seu Apologia pro sancto Hilario Arelatensi episcopo et antiquis sanctae Ecclesiae Arelatensis juribus, Sancti Leonis Magni papa opera omnia*, II, Paris 1675 (Migne, PL 55, p.430~534).
- 4) A.Jahn, *Die Geschichte der Burgundionen und Burgundiens*, Halle 1894, I, S.528 (Martine, op. cit., p.20).
- 5) A.Malnory, *Saint Césaire, évêque d'Arles*, Paris 1894, 503-543 (Martine, ibid.)
- 6) Le Nain de Tillemont, *Memoires pour servir à histoire ecclésiastique des six premières siècles*, XVI, Paris 1712, p.142-161 et 743-745 (Martine, op. cit., p.17)
- 7) A.Pagi, *Critica historico-chronologica*, (Annales ecclesiastici auctore Caesare Baronio una cum critica historico-chronologica A.Pagii, VII, Lucques 1741, p.575 et 586, (Martine, op. cit., p.17ff.).
- 8) B.Baillet, *Les Vies des Saintes composées sur ce qui nous est resté de plus authentique et de plus assuré dans leur Histoire*, 10 vol. in-4°, Paris 1739 ; cf. ibid., I<sup>re</sup> et la 2<sup>e</sup> partie t. II (p. xlv et p.18), la 1<sup>re</sup> partie du t. III (p.XV). (Martine, op. cit., p.18, n.2.).
- 9) A.Rivet, *Histoire littéraire de la France*, II, p.77 ; cf. III, p.244 (Martine, op. cit., n° 2, p.19).
- 10) E.Loening, *Geschichte des deutschen Kirchenrechts*, Leipzig 1878, I. S. 479f.
- 11) L.Duchesne, *La Vie des Pères du Jura*, *Mélanges d'archéologie et d'histoire publiés par l'Ecole française de Rome*, XVIII, 1898 Rome, p.1-16. (Martine, op. cit., p.23, n.5.).
- 12) R.Poupardin, *Etude sur la vie des saints fondateurs de Condat et la critique de M.B.Kursch, Moyen Age* 1898, p.31-48. (Martine, op. cit., p.23, n.4)
- 13) H.Leclercq, *Les Pères du Jura*, *DACL*, VIII (1), 1928. (Martine, op. cit., p.30).
- 14) P.-W.Hooper, *Les Vies des Pères du Jura. Etude sur la langue. Archivum latinitatis Medii Aevi (Bulletin Du Cange)*, IX, 1934, P.129-251 (Martine, op. cit., p.24., n.1.).

- 15) Wattenbach-Levison, *Deutschen Geschichtsquellen im Mittelalter*, Heft I, Weimar 1952, S.108.
- 16) F.Prinz, *Frühes Mönchtum im Frankenreich*, München 1965, S.26.
- 17) Martine, *op. cit.*, p.30-44 ; F.Masai, *La Vita patrum jurensium et les début du monachisme à Saint-Maurice d'Agaune*, Festschrift B.Bischoff zu seinem 67 Geburtstag, Stuttgart 1971, S.49 ; G.Moyse, *Les origines du Monachisme dans le diocésis de Besançon (V<sup>e</sup>-X<sup>e</sup> siècles)* (Bibliothèque des Chartes, Revue d'érudition publiée par la société de l'école des Chartes, CXXXI, 1973 Paris, p.56.
- 18) VPI 42, (Martine, *op. cit.*, p.284).
- 19) VPI 175, (Martine, *op. cit.*, p.428).
- 20) Martine, *op. cit.*, p.51.
- 21) *ibid.*, p.53ff.
- 22) Moyse, *op. cit.*, p.44
- 23) VPI 179 p.432 (Martine, *op. cit.*, p.432).
- 24) F.MasaiはM.Bessonが唱える515年ブルグンド王によるマウリティウス修道院創設説を批判し、515年以前にマウリティウス修道院の存在を確認しえないにしても、アガウナム地域にcoenobiumの施設の存在の可能性は排除しえないとしている。マセはこのことをVPIの証言に求めている。マセ説が正しいとすれば、ユラ諸修道院から戒律の譲渡は515年以前でもありうる。(F.Masai, *op. cit.*, p.68).
- 25) VPI 2, p.239.
- 26) VPI 59, p.304. ; 174, P.428.
- 27) I. Wood, *A Prelude to Columbanus : The Monastic Achievement in the Burgundian Territories*, (ed. H.B.Clarke and M.Brennan, *Columbanus and Merovingian Monasticism*, BAR International Series 113, 1981, p.4.)

## 〔 II 〕 ジュラ諸修道院の成立と発展

### 1) ジュラ諸修道院

ジュラ諸修道院、コンダ、ラウコンヌおよびラ・バルムの初代修道院長、ロマヌス、ルピキウスおよび名称不詳の女性等、これら兄弟姉妹の出自はVPIではProv.Maxima Sequanorumの地方貴族家門とあるのみで詳らかではないが、同身分の第4代目のコンダ修道院長エウゲンドウスの出身地がコンダの南東30kmのところにあるFranché-ComtéのIzernoreであり、ロマヌスの家門もエウゲンドウスのそれと同郷であったと推定される。<sup>1)</sup>

ロマヌスの最初の修練の地はリヨンのInteramis（二本の河が合流する中州の意味）の修道院であり、同修道院長Sabinusから修道生活関係の書、『諸聖人の伝記』（Liber vitae Sanctorum Patrum）と『諸修道院長の戒律』（Institutiones Abbatum）を金銭の支払いでもって入手している。<sup>2)</sup> これらの書は前者が“Historia Monachorum”, “Vita s. Antonii” および “Vita s. Pauli” を指し、マルティヌスは後者を、オリエントの“Regula Pachomii”よりは、むしろカッシアヌスの “Instituta Coenobiorum” (Patrum Instituta) であるとしている。<sup>3)</sup> プリンツもこの “Institutiones Abbatum” がカッシアヌスのそれであり、さらに、レランス出身者リヨン司教Eucheriusがカッシアヌスと友誼をむすび、かれの著書 “Conlatio II” を献呈されているところから、ロマヌスがリヨン滞在中、このエウケリウスをつうじてカッシアヌスの修道制を知ったとしている。しかし、マルティヌスはエウケリウスのリヨン司教在職が434年頃であり、ロマヌスはそれ以前にリヨンを立ち去ったとプリンツ説を否定している。<sup>4)</sup>

## 2) ジュラ諸修道院の規模と形態

ジュラの三つの修道院のうちラ・バルムは女子修道院であるところからこれを別にしても、男子修道院のコンダとラウコンヌの関係は、ルピキウスがロマヌスの死後、コンダの院長職を継いでおり、<sup>5)</sup> ラウコンヌはおそらくロマヌスの家所領に設立して、増加したコンダの修道士を二分した処置ではなかったか。<sup>6)</sup> そして、修道院規模については、ロマヌスが死去した460年頃コンダの修道士数は150名であり、またラ・バルムの修道女数は105名であった。<sup>7)</sup> R. Nouaihatは同時期のレランスの修道士数が100名であって、その影響下の者たちを加えれば、1,000名としている。<sup>8)</sup> ラウコンヌの修道士数は不明であるが、ほかの二つの修道院の数とほぼ同数とすれば、ジュラ諸修道院の修道士の総人数は400名ちかい数と考えられる。

モィーズはジュラ諸修道院の注目すべき特色として、ふたつの男子修道院が存在していたとはいえ、初代院長ロマヌスから第4代のエウゲンドゥスまでは、ロマヌスとルピキウス、ルピキウスとミノシウス、ミノシウスとエウゲンドゥス、つねにふたりの院長がおり、権力を二分することなく、院長二人制 (coabbas) をしいており、これはガリアでは特異な制度であった。ロマヌスとルピキウス両者の後継者の場合は指名によっていたが、ミノシウスがエウゲンドゥスを院長に任命するさいは、修道士たちの助言を聞きいれている。「夢」のなかで、エウゲンドゥスの任命が聖堂 (oratorium) の聖遺物安置室で、長老修道士 (seniores) の陪席のもとでロマヌスとルピキウスからダルマイカ (dalmatica) と肩衣 (pallium) の授与でもってとり行われた。モィーズはこれを院長の任命式の実態の描写と解釈しているが、この夢はエウゲンドゥスの院長任命も創設者の直接的な指名による

ことの強調であったとも解釈しうる。<sup>9)</sup>

4代にわたる院長ロマヌス、ルピキウス、ミノシウスおよびエウケリウス下の修道生活の形態は、すくなくともロマヌスとルピキウス兄弟下での初期の段階では、修道院の門戸を数多くの志願者に開放して懐の深い包容力をしめすロマヌス、かたや厳格な禁欲主義を要求するルピキウスのなど、院長の人格的個性が反映しており、<sup>10)</sup> この段階では戒律があったかどうか疑問である。修道士の居住形態も個々の庵 (cella) に住むアントニウス型の孤住制 (anachoreta) であった。<sup>11)</sup> 二階建の木造の建物のなかには、院長の庵 (個室?) を中心におく孤住者の庵のコロニーを形成するマルムティエ修道院のアクタニア修道制に近い形態であったろう。<sup>12)</sup>

コンダ修道院の孤住制から共住制 (coenobium) への転換は、コンダ修道院が火事で全焼したあと、エウゲンドウスが個人の庵を廃止し、院長と食卓をともにする共同の食堂と大寝室をもうけ、アクタニア修道制が認めていた私有財産の否定 (omnium omunio omnia erant) で始まったと推察される。そして「archimandritas orientalia」に従うことを拒否して、共住生活にすべての修道士たちを従わせて (utilius omnes univit in medium), より有益な事業をした。」という記事は、修道院運営が修道院長の絶対的権威から戒律による法的管理への転換を示している。

コンダ修道院では、エウゲンドウスのもとで、バシレオス、パコミオス、レランス修道院の諸教父およびカッシアヌスらの戒律が敬意をもって毎日朗読されていた。しかし、VPIのなかでジュラ諸修道院の戒律発表の予告にもかかわらず、ついに紹介されないままとなったが、「われわれがこれにこそ (ユラ諸修道院の戒律を指す) 従い、注意をはらうべきものである。というのは、この地方の気候と労働の要求をとりいれているからである。われわれは東方のそれらよりも、それを好む。なぜなら、疑いなく、忍耐にとほしいガリア人の気質がその戒律に、より有効に、かつより容易に従うからである。」との言葉は<sup>15)</sup> ジュラ諸修道院戒律が上述の戒律にもとづき、ジュラの気候・風土、人の気質に適した条項に改編されたと推定しうる。カッシアヌスがエジプトの禁欲主義の直接的な導入を困難とみなし、プロヴァンスの諸条件にあわせた修道制の創設のころみと似ている。<sup>16)</sup>

前述したように、ウッドがコンダ修道院戒律そのものと評したVPIのエウゲンドウス伝から、マルティナーが描いた同修道院の生活形態は、祈り、労働、読書を主軸として、食事に関しては、セミ・ベジタリアン方式でオリーブ油、ぶどう酒および蜂蜜をとり、病人には乳製品と卵がゆるされている。夏期のはげしい労働には、日に2回の食事が与えられており、贖罪行為としてのオリエント的な過剰な禁欲行為はむしろ否定されている。<sup>17)</sup> モーイズも、労働に関して、ジュラでの修道生活に欠かせない荒野の開墾と生活の資を手にいれ

るための工芸品の制作が修道士に課せられていたとしている。<sup>18)</sup> そして、定住についても、エウゲンドウスが修道院に入った7歳のときから、60歳での死去まで修道院の外に一歩もでることをしなかったが、<sup>19)</sup> このことをジュラにおける“*stabilitas loci*”の慣習の定着とみるのは早まった解釈であろうか。

### 3) ジュラ諸修道院の系譜

R.ヌエラはスルピキウス・セヴェルスが師マルティヌスの修道的遍歴、ミラノの原始的隠修士制ーガリナリア島の島嶼孤住制ーリグヴェおよびマルムティエの共住制を4世紀なかばから5世紀初頭のガリアの修道院形態の発展段階と規定しているが、それは当時のガリアではそれぞれの段階の修道制が混在した状態の反映と解釈している。<sup>20)</sup> ロマヌスからエウゲンドウスまでのジュラ諸修道院の発展過程もこれと似ている。

#### a) アキタニア修道制との関係

ロマヌスがリヨンでオリエントおよびカッシアヌス両修道制について知見をえたという修道院Interamisはトポグラフィ的観点からすれば、N.ゴウティエ、J.-Ch.ピガールおよびF.プリンツらはAinay (Athanacense) 修道院としているが、<sup>21)</sup> それは9世紀以前にその存在が確認されていないことから、6世紀の初頭すでに存在したIle-Barbe (Barbara) 修道院であったと思われる。<sup>22)</sup> このInteramisがイル・バルブ修道院とすれば、マルティヌスの弟子MaximusがTournaieのChionに修道院を設立する以前に長期にわたってイル・バルブに滞在している。事実、VPIには、マルティヌスの修道院運動のプロパガンダの書、Sulpitius Severusの著書、Vita s.Martiniからは12ヶ所、Dialogiからは7ヶ所、書簡からは2ヶ所がそれぞれ引用されている。そして、マルティヌスのように、ロマヌスも「アントニウスに倣う人」(Imitator Antonii)としてジュラの修道生活をはじめており、<sup>23)</sup> AthanasiusのVita s.Antonii (Evagriusによるラテン語訳)からは、VPIは14ヶ所の引用をしている。<sup>24)</sup> さらにマルティヌスとジュラ諸修道院との関係について、アレマンネン族の侵入によって、近隣のAeriensis (現在のPoncins)からの塩の補給がとだえたために、修道士エウゲンドウスを派遣してそれを地中海にもとめ、マルティヌスに願をかけて、かれらの無事帰還を祈ったこと、<sup>25)</sup> また、マルティヌスがかって火事の試練をうけ、香部屋の聖油がかれを救った故事のとおり、コンダ修道院が全焼したさい、エウゲンドウスが聖遺物として所有する「マルティヌスの聖油」の奇跡のおかげで、コンダ修道院の財産が、すぐに焼失財産の二倍になったこと、<sup>26)</sup> さらに、ルピキウスのもとで、ある修道士がコンダ修道院に不満を抱いてトゥールのマルティヌスのバシリカに身を寄せたこと、<sup>27)</sup> これらの三つの事項は聖マルティヌス崇拜 (Martinskult) を通じてジュラ諸修道院とマルムティエ修道院との緊密な繋がりを示唆している。

## b) ローヌ（プロヴァンス）修道制との関係

ジュラ諸修道院と同修道制との関係はレランス修道制とカッシアヌスのそれとにわけて検討する必要がある。

ロマヌスのリヨン滞在はアキタニア修道制ばかりでなく、ローヌ（プロヴァンス）修道制との接触も可能にしたであろう。リヨンはガリアの東西南北への交通の要衝として地中海文化をガリア内陸部へ伝播する要であったことから当然であろう。レランスの戒律がコンダ修道院で読まれていたこと、また、レランス修道院長マリヌスがマウリティウス修道院のために、ジュラ修道院に編纂を依頼し、のちにアニアーヌのベネディクトが『オリエント戒律』（*Regula Orientalis*）の名称で伝えている戒律をレランスの修道院改革にもちいたことなど、<sup>29)</sup> 戒律に関する両修道院の交流はすでに指摘したとおりである。人的側面でも、グルノーブルを中心とするドフィネ地方出身と指定されているエウケリウス家門は兄弟、息子ともどもレランスの徒であったが、自らはリヨン司教、兄弟Alpinusはシャロン-s.-ソーヌ司教、二人の息子SaloniusとVeranusはジュネーブとヴァンス各司教など、ブルグンド地域における有力教会貴族家門を形成している。なかでも、エウケリウスは『アガウヌムの殉教者たちの受難記』（*Passio Agaunensium Martyrum*）を著し、マウリティウス修道院とのつながりをもっており、ジュラの地がレランスの放射力の範囲にあったとする主張はエウケリウス家門の存在からも想定しうるであろう。<sup>29)</sup>

しかし、レランス修道院とジュラ諸修道院は創設時期とオリエント的修道制という成立基盤とを同じくするにもかかわらず、両者間に存在する性格の相違は教会聖職にたいする両者の対応の違いにあらわれている。ジュラ諸修道院がブルグンド教会にあってレランスのように聖職者養成のうえで役割をはたしたかどうかはわからない。ジュラ諸修道院の教勢が弟子たちの伝道によって、「Prov. Maxima Sequanorumのなかの（同修道院から離れた）遠隔地ばかりか、同プロヴィンキアをこえた遠方の地域にも修道院だけでなく、教会の設立によって浸透した」というVPIの記事は、はたして聖職者養成の事業の結果といえるものであったかどうか明言しえない。<sup>30)</sup> リヨン司教Viventiolusがジュラ諸修道院の出身者とするならば、高級聖職者としての唯一の例であり、<sup>31)</sup> 修道院については、アレマンネン伝道のため“*intra Alamanniae terminum*”に設立されたとトゥールのグレゴリウスが伝えるRomainmôtierがそれであった。<sup>32)</sup>

VPIが引用しているローヌ修道制関係書のうち最多の書は、410年から420年の間にマルセイユに聖ヴィクトリウス修道院（男子）と聖救世主修道院（女子）の男女併設修道院（*Doppeltkloster*）を設立したスキティア出身のカッシアヌスの書であり、“*Institutiones Abbatum*”からは1箇所、“*Institutiones*”からは3箇所、“*Collationes*”からは16箇所

にのぼっている。<sup>33)</sup> カッシアヌスの書は西方世界における修道生活に関する最初の実践的、理論的書であった。カッシアヌスの修道制は外壁で外部の世界から遮断した場で戒律のもとで営まれる禁欲主義的共住制のエジプト的パコムイオス修道制を基本として、プロヴァンスの気候・風土、住民の性格および生活慣習などに適合させた修道制をつくりあげている。<sup>33)</sup> このカッシアヌスの修道制が、すくなくともVPIの著された時期のジュラの諸修道制の規範となっていたことは否定できない。

〔注〕

- 1) VPI 120, p.366 ; n.3, p.367. ; M.Heinzelmann, Gallische Prosopographie 260-527, Francia 10 (1982), München 1983, S.682.
- 2) VPI 11, p.250ff.
- 3) Martine, op. cit., p.252, n.1.
- 4) ibid., p.253 ; Prinz, op. cit., S.68.
- 5) VPI 24, p.264.
- 6) ibid. ; トゥールのグレゴリウスのVPでは、この兄弟ふたりはBurgundiaとAlamanniaとの境に存在するAvenchesの町に隣接するユラの荒野の奥地に入ったとしている。(Greg. Tur., VP I, 1, Martine, p.448)。
- 7) ロマヌスの死は460年頃。Martine, op. cit., p.307, n.2.
- 8) R.Nouaihlal, Saints et Patrons. Les premiers moines de Lérins, Paris 1988, p.237.
- 9) Martine, op. cit., p.267f, n.1.
- 10) Moyse, op. cit., p.61ff ; VPI 135f, p.384.
- 11) VPI 17, p.258 ; 24, p.264 ; 65f, p.312.
- 12) VPI 162, p.412f.
- 13) VPI 28, p.269f. 庵がひとつの家の各個室となっている可能性がある。
- 14) VPI 170, p.422.
- 15) VPI 174, p.426f.
- 16) 拙稿「ガロ・ロマン末期のローヌ修道制」75頁。
- 17) Martine, op. cit., p.87f.
- 18) Moyse op. cit., p.64.
- 19) VPI 126, p.374.
- 20) Nouaihlal, op. cit., p.137f.
- 21) ed. N.Gautier-J.-Ch.Picard. Topographie Chrétienne des cites de la Gaule, des

origines au milieu du VIII<sup>e</sup> siècle, IV, (Province ecclésiastique de Lyon, d'Arles (Alpes Graiae et Poeninae), 1986, p.28. ; Prinz, op. cit., S.68.)

- 22) Martine, op. cit., o.508.
- 23) VPI 12, p.252.
- 24) Martine, op. cit., p.465, Index.
- 25) VPI 157, p.408.
- 26) VPI 161, p.412.
- 27) VPI 89, p.332f.
- 28) 拙稿「ガロ・ロマン末期のローヌ修道制」76頁。
- 29) 同82頁。
- 30) VPI 16, p.256.
- 31) I. Wood, op. cit., p.8.
- 32) Greg. Tur., LVP I, 2, Martine, p.450 ; James, p.30.
- 33) Martine, op. cit., p.465, Index.
- 34) 拙稿「ガロ・ロマン末期のローヌ修道制」75頁。

### 〔Ⅲ〕ジュラ諸修道院と教権

ここで、ジュラ諸修道院を取り巻く、5世紀初頭のブルグンド地域の教会の状況について触れておくことにしよう。

ガリア政庁のアルル移転は、アルルにガリア行政の首府の地位と同時に、これまで首都司教座教会ヴィエンヌのひとつの従属司教座にすぎないアルル教会に「ガリア教会の首位性」(Primatus)と「教皇代理権」(Vicarius apostolicus)をあたえた。<sup>1)</sup>このことは同司教管内で首都司教座(Metropolitanus episcopatus)の権限をめぐって、ヴィエンヌとアルル両教会の間で争いをうみ、おそらく政庁移転の直後の開催と推定されるトリノ教会会議で調停がはかられた。<sup>2)</sup>同教会会議の決議事項、C.2はこの二つの教会のうちいずれが上位であるかにふれず、325年のニケア教会会議のC.6,すなわちプロヴィンキアの行政区をもって教会管区を形成するという原則を確認しながらも、当該司教の同意を前提として、ヴィエンヌ教会管区を両者の間で分割し、ヴィエンヌには北部のブルグンド地域をアルルに南部のプロヴァンス地域を管轄区として認めた。この紛争がブルグンド地域の教会に影響をあたえたことは、後述するロマヌスにおこなわれた教会管轄区外の聖職叙任権の行使、ブザンソン司教ケリドニウス罷免事件などに認められる。

## 1) ジュラ諸修道院と教会

まず、聖職（教会職）にジュラの諸修道院長らがとった対応についての検討から始めることにしよう。

アルル司教ヒラリウスがガリア教会に教皇代理として強権発動をし、聖職者を派遣して、ブザンソンの近くの町でロマヌスを聖職者に叙階した。しかし、ロマヌスは教会の聖職者としての威厳よりも、修道士の謙遜を重視して、自ら「修道士たちに修道士である」ことを示して、身に聖職者のしるしをつけなかった。<sup>8)</sup> この聖職にたいするロマヌスのネガティブな態度を強調するため、VPIの著者は聖職叙階をうけた修道士たちの修道院内での傲慢さを辛辣な筆致で描いている。<sup>9)</sup>

ルピキウスは「こころの平静さのなかで院長職の責任をになうために」聖職叙階をこぼみ、<sup>10)</sup> ミノシウスについては、かれが病床にあったとき、エウゲンドゥスを次期院長職に司祭職をむすびつけて任ずることを試みているところから、かれが聖職を兼務する院長であったと推定しうる。<sup>11)</sup> つぎに、IsarnodurumというVicusの司祭（Presbyter）を父にもつエウゲンドゥスの場合は、聖職についてのかれのネガティブな態度がさらに明確にみられる。エウゲンドゥスも上述のミノシウスの要請に抵抗したが、「司教たちが祈禱のためにこの場所にあつまってきたときにでも、かれは司教たちに近づかなければならないときでも、細心の注意をもって、このような名誉なことをさけるようにした。」というVPIの記事は、かれの叙階するために集まった司教たちを避ける態度を示しながらも、かれが司教たちの執拗な要請に屈し、自らの意志に反して聖職を兼務する院長職についてと示唆している。<sup>12)</sup>

ところで、三人の院長の聖職への忌避的な態度はどのように解釈すべきであろうか。

聖職は謙虚さと心の平静さをそこなうがゆえに、隠遁者にとって不必要であり、院長も聖職をおびて修道士を指導すべきではないとした。とくに、修道院内に、院長とは別に聖職兼務の修道士がいる場合、院長が関知しないままに、この聖職者が修道士に罪のゆるしの秘蹟をさずける可能性があり、修道院内にふたつの指導系統が生じる危険性についての懸念であった。<sup>13)</sup>

聖職兼務の修道士の存在は、VPIの著者が病床にあるエウゲンドゥスの胸に終油の秘蹟をほどこした事実<sup>14)</sup>と全焼したコンダ修道院の焼け跡からマルティヌスの聖油の壺を発見したAntidiolusという司祭とコンダ修道院の財務担当（Ministerium）のStephanusを尊敬するSabinianusという助祭がいた事実<sup>15)</sup>からも知ることができる。いうまでもなく、ジュラ諸修道院のような都市教会からきりはなされた荒野の修道院の場合、修道士に秘蹟をさずける司祭が修道院内に必要であり、それにもかかわらず、聖職にネガティブな傾向をう

みだした根拠は、5世紀に聖職が社会的榮譽にみちたステータスとなり、VPIが揶揄して描くエリート意識をもつ聖職兼務の修道士の存在は禁欲主義的な隠遁生活の障害であった。このような聖職に対するネガティブな態度は、レランスにおけるように、セナトール貴族出身の修道士が聖職につき、司教に転出し、ブルグンド地域の司教座をかれらの同族家門で独占するネポティズムにたいする反発ではなかったか。もうひとつの反発の根拠として、当時の司教権力と修道院との関係にあって、司教が司牧権を行使して管轄内の修道院を監督下におき、さらに聖職者叙階権をもって修道院の内部に介入する、「修道院の自由」の侵犯への警戒が考えられる。<sup>11)</sup> ヒラリウスの強権的な教権にたいするロマヌスの反発もそのところにあったのではないか。

ジュラ諸修道院が、孤住制から共住制に改革したエウゲンドゥス以前では、アキタニア修道制的なアントニウスの孤住制理念の影響下にあったことは、すでに指摘した。マルティヌはこの聖職への防衛的な態度をアキタニア修道制的「古い共住制」のひとつの特徴ととらえ、前例としてポワチェ司教ヒラリウスがマルティヌスを聖職者に叙階したとき、マルティヌスが激しく抵抗した例をあげている。しかし、エウゲンドゥスの死後(512/4)、ヴィエンヌ司教アヴィトウスが前記修道士ヴィヴエンティオルスを院長の後任とすることを要請し、このヴィヴエンティオルスがリヨン司教と同一人物であったとするモィーズとウッドの仮説が正しいとするならば、この人物がリヨン司教としてマウリティウス修道院設立に積極的にかかわり、教会と修道院との密接な関係をはかっているだけに、エウゲンドゥス以後のユラ諸修道院の変革は注目にあたいする。さらにモィーズはこのヴィヴエンティオルスをVPIの著者に同定し、ウッドもこれを肯定するが、われわれがすでに検討したように、VPIの記事にあふれる聖職叙階に対する忌避にちかい抵抗の姿勢は、512年頃修道士にとどまるよりも、司教職につくためにアヴィトウスの支持をもとめ、ついにヴィエンヌ司教職に転出したヴィヴエンティオルスの実像とは一致しない。<sup>12)</sup>

## 2) ジュラ諸修道院と司教権

ウッドは6世紀のブルグンドの修道制をローヌとソーヌ両河川合流点以南の都市化が進んだブルグンド南部の都市的修道制(Urban monasticism)と北部の農業先進地の田舎的修道制(Rural monasticism)とに二分することを提唱している。<sup>13)</sup> 司教権との関わりからみれば、前者の場合は司教監督権が直接およぶ郊外(Suburbium)を含む都市域内に設立された修道院に直接およぶ地理的条件下にあり、後者の場合は比較的自立性を保持しえうる立場にあったといえるであろう。

ところでジュラ諸修道院はProv. Maxima Sequanorumのメトロポリタヌス、プザンソン司教座管轄区の最南端に位置し、最も近い司教座はProv. Viennensisのジュネーブ

であったが、同修道院と司教権とはどのような関係にあったのであろうか。

前述したように、トリノ教会会議はアルルとヴィエンヌ両教会所属のProv. Vienennsisのメトロポリタヌスの座をめぐる争いをプロヴィンキアの二分化でもって調停したが、444年、アルル司教ヒラリウス指導下のオーセール教会会議の議題、ブザンソン司教ケリドニウス罷免問題はアルル教会がトリノ裁定を無視し、全ガリア教会にPrimatusを主張するという事件であった。おそらく、ヒラリウスによるロマヌスの聖職叙階は、かれがブルグンド教会問題介入したこの時期と推定されるが、「ヒラリウスはPatriciusとPraefectus praetorio Galliarumの支援（軍事支援）をうけて、ガリア地域にわたる不当な支配権力（*indebitam sibi per Gallias vindicans monarchiam*）を要求して、なんら理由もなく、敬うべきケリドニウスを司教の座よりおろした。」という記事には、<sup>14)</sup> かれの手による聖職叙階にたいするロマヌスの忌避的態度とともに、ヒラリウスの強権的教会政治にたいする反発があらわれている。ヒラリウスをはじめ、4世紀前半のアルルの諸司教、ホノラトゥスとカエサリウス、可能性としてホノラトゥスの前任者ヘラディウスがレランス出身者であり、<sup>15)</sup> この挿話から、アルル教会とレランスとの密接な関わりの方にレランスとジュラとの修道院の性格的違いがうかがえるのではなからうか。なお、ラヴェおよびクルシュは、前者がケリドニウス事件の記事そのものを、また、後者はブザンソン司教座に“*metropolis patriarcha*”の称号を付している箇所を後世の挿入とみなしている。しかし、このケリドニウスの記事とロマヌスの聖職叙階にかんする記事との間に反ヒラリウスという点で共通性があり、前者が挿入であると即断しえない。また、マルティヌもこの箇所とほかと比べて、VPIの語りぐちになんら違和感がなく、挿入とは考えられないとしている。<sup>16)</sup>

### 3) ジュラ諸修道院と教皇権

ケリドニウス事件のさい、教皇Leoはヒラリウスの行為を「誤った行動、かつ権力の濫用」として弾劾して、かれを有罪とし、ケリドニウスの復職を決定し、この判決をガリア司教宛勅令でもって公布した。「レオはヒラリウスの根拠のない主張をしりぞけ、ガリア人のなかにメトロポリタヌスの古い特権を回復した。」(*in priscum per Gallias metropolitanorum priuorum... restituit.*)というVPIの記事は、<sup>17)</sup> ジュラ諸修道院が教皇のガリア教会政策を支持していることを示している。

このほかジュラ諸修道院と教皇庁との関係を示す事例は、ミノシウスが院長職にあった頃、ジュラ諸修道院はペテロ、パウロおよびアンドレア（ペテロの兄弟）の聖遺物の導入をローマに修道士を派遣してはかったのであり、<sup>18)</sup> この聖遺物の奉遷は信仰のうえで教皇庁と同修道院とのつながりの強化を象徴する行為といえよう。前述のマルティヌスの聖遺物（油壺）崇敬とともに、このような聖人崇敬の慣習は救霊に自由意志論への傾きをもつ

セミ・ペラギウス神学の西方の拠点であったレランスにはなじまない。<sup>19)</sup>

〔注〕

- 1) J.-R. Planque, *La Date du Transfert de la Préfecture des Gaules de Trèves à Arles*, *Revue des Etudes Anciennes* 36, 1934 ; id., *De nouveau sur la date de la Préfecture des Gaules de Trèves à Arles*, *latomos* 26, 1977 ; A. Chastagnol, *La repli sur Arles des services administratifs gaulois en l'an 407 de notre ère*, *Rèvue Historique* 249, 1973. 参照。
- 2) A. Chastagnol, *op. cit.*, p.37f. ; L. Duchesne, *Le Concile de Turin*, *Revue historique* 87, 1905, p.279. ; C. J. Hefele, *Histoire des Conciles II*, (1), Hildesheim / New York 1973, p.129. n.2., p.130-133.
- 3) VPI 20, p. 260.
- 4) VPI 21, p.260f.
- 5) VPI 134, p. 384.
- 6) VPI 132, p.380 ; p.381, n. 4.
- 7) VPI 151, p. 400.
- 8) *ibid.*
- 9) VPI 175, p. 428.
- 10) VPI 163, p. 414. ; 296, p. 52.
- 11) 拙稿「中世初期における修道院と司教権力との法的関係に関する一考察・libertasをめぐって」『愛知県立芸術大学紀要』6号(1976)参照。
- 12) Moyse, *op. cit.*, p.43f ; Wood, *op.cit.*, p.8 and p.27, n.118 ; Martine, *op. cit.*, p.69.
- 13) Wood, *op. cit.*, p. 4.
- 14) VPI 18, p. 258.
- 15) 拙稿「ガロ・ロマン末期のローヌ修道制」91頁。
- 16) Martine, *op. cit.*, p.41f
- 17) VPI 19, p. 260. (*in priscum per Gallias metropolitanorum...restituit.*)
- 18) VPI 156, p. 406.
- 19) 拙稿「ガロ・ロマン末期のローヌ修道制」91頁。

#### [IV] ジュラ諸修道院と世俗権力

ガリア政庁のモーゼル・ランドのトリアーからプロヴァンスのアルルへの移動は両地域の間中に位置するブルグンドにどのような影響をおよぼすことになったか。

413年から428年まで4回にわたるゲルマン族によるトリアー略奪にもかかわらず、ガロ・ロマン勢力によって同都市の経済的、軍事的機能はそのまま、5世紀末期まで維持された事実は侵入を比較的確かめられていたブルグンド地域にもあてはまると考えられる。<sup>1)</sup>

ジュラ諸修道院がブルグンド族と接触するのは、443年ローマの將軍Aetiusが同族を対アレマンネン防衛のためにSapaudia地方に移住させ、ここにブルグンドの部族国家が成立した以後であった。このサパウディアのブルグンド国家の領域はジュネーブを中核都市としてジュネーブ湖から流出するライン河口地域とローザンヌに至る湖の北部沿岸をふくむ地域であり、ジュラ諸修道院の立地が同国家領域内にあったとは確定しえない。<sup>2)</sup>

##### 1) ジュラ諸修道院とガロ・ロマン勢力

ガリアの南部および東部、プロヴァンスとブルグンド地域では帝政末期からブルグンドおよびフランク・メロヴィング時代をつうじて、ガロ・ロマン的セナトール貴族層が政治・教会世界に勢力的基盤を保持していた。<sup>3)</sup>

5世紀初頭のジュラとサパウディア地方は帝国にとって、対アレマンネン政策のうえで軍事的重要性をもってはいたが、ここに存在していたセナトール貴族家門はジュネーブ司教となるサロニウスの前出エウケリウス家門のほかは確認しえない。ただ、ジュネーブのブルグンド王ヒルペリクスの宮廷において、ルピキウスと対決する名称不詳のガロ・ロマン貴族群のサパウディアにおける存在が推定しうる。このほか、ジュラ諸修道院と関係をもったガロ・ロマン貴族は、マウリティウス修道院とも関係するブルグンド地方のセナトール貴族Syagrius家門の「寄進による教会と修道院の母」といわれるシャグリアであり、かの女はエウゲンドゥスとの友誼をもち、<sup>4)</sup> また、458年以来、皇帝マヨリアヌスの宮廷財務官 (quaestor sacri palatii) のDomnolusがジュラ諸修道院をしばしば訪問し、かれと同修道院との密接な関係が想定される。<sup>5)</sup>

5世紀にはいって、ガロ・ロマン貴族の教養教育の場として栄えたガリア諸都市の修辞学校が衰退し、修道院がかわってこの役割をにない、なかでもレランスは貴族の「学校」としての機能をはたした。R.マティスはレランスを核として、書簡の交換、著書の献呈、相互の教会での説教などの「文学活動」をつうじて結ばれたセナトール貴族たちの党派性 (factio) の形成を指摘している。<sup>6)</sup>

さきに指摘したように地方貴族家門出身のロマヌスとルピキウス両者には、上記の「文学活動」の痕跡はうかがわれない。エウゲンドゥスのみが修道士の時期に院長から命ぜら

れた仕事をすませたあとで、「ラテン語の書ばかりかギリシャ語の修辞学の書についての知識を確かにするために自分の時間をささげた」という記事は、<sup>7)</sup> ジュラ諸修道院では修辞学習得が個人的なことであり、そこにはレランスのように知的活動が修道生活の重要な部分とはなっていないことを示している。

ガロ・ロマン貴族勢力とジュラ諸修道院との関係の具体的事例とは、VPIはルピキウスのみ的事例を報告している。ルピキウスと名称不詳のガロ・ロマン貴族との確執は貴族階層の大土地所有者が不法な収奪によって自由人層を奴隷化したことにたいする、ルピキウスの弾劾から生じた。ジュネーブのブルグンド王ヒルペリクスの面前でおこなわれた、この弾劾にたいする貴族側の反応は、ルピキウスがかって述べた「父祖の地の破滅」という予言が“Romanitas”の「永遠性を信じ、あるいはそのようにふるまっているガロ・ロマン貴族」<sup>8)</sup>の自尊心を傷つけ、ローマ帝国の威信を損なう暴言であったとしてかれを非難した。この予言がブルグンド族のサパウディアへの定住と土地の割譲を指すならば、「父祖の地の破滅」の元凶はブルグンド族を指し、ルピキウスを窮地に追い込むであろう。ルピキウスはヒルペリクスに「緋色の帯びしめ、笏をもった者（皇帝）が獣皮をまとった者（ゲルマン王）に権力を委ねた」と現状認識を述べて、ブルグンド王国の成立を大胆なことばで語り、法と正義の回復を率直に願った。王はかれの大胆さと誠実さにうたれ、「自由人の自由」を回復し、ジュラ諸修道院に寄進を申し出たという。<sup>9)</sup> トゥールのグレゴリウスの報告では、寄進は畑と葡萄園であり、ルピキウスはこれを修道生活にふさわしいものではないとして謝辞し、かわって毎年300モディウスの穀物と同量の葡萄酒、修道衣のための100ソリドウスの金貨を受けることになった。<sup>10)</sup> ガロ・ロマン貴族層とは異なるこのルピキウスのゲルマン支配の認識と新しい時代への転生は以下の問題にもあらわれている。

## 2) ジュラ諸修道院と帝権

両者の関係についても、ルピキウスの場合のみにうかがわれるにすぎない。

オータン出身のグラーフのAgrippinusとMagister militumで同じくグラーフのAegidiusとの間の争いは、アグリピヌスが蛮族をもちいてガリアの諸プロヴィンキアをローマ帝国の支配からひき離す陰謀をおこなったとして、エギディウスがかれを皇帝Majorianusに告訴したことに始まる。アグリピヌスはローマでの裁判をうけたが、「事件が審議されることもなく、被告からの聴取もなく」、死刑の判決をうけた。ルピキウスがアグリピヌス側にたち、刑の執行をはばむ間に「奇跡」によってかれを脱獄させ、聖ペトロ聖堂内に保護することに成功した。このことは蛮族の帝国侵入をアグリピヌスが画策するのではないかという恐怖をひきおこし、かれと帝国側との和解をうむところとなった。<sup>11)</sup>

上記のVPIの記述はふたつのエピソードから成立していることをマルティヌスは指摘する。そのひとつは、461年初頭エギディウスが皇帝マヨリアヌス側にたつ、ローマ帝国の威信と秩序の守護者であり、いっぽうアグリピヌスは裏切り者ではないにしても、蛮族との協調に与する者として告訴されたが、無罪として釈放されたという話であり、もうひとつのそれは、461年8月マヨリアヌスが暗殺され、セヴェルスを擁立したRicimerが実権を掌握し、前帝とは異なった対蛮族政策を展開し、翌年西ゴート王Theodericus II と同盟関係をむすび、ゴート族に軍事援助とひきかえにナルボンヌを割譲した。エギディウスはキリメールに従うことを拒否し、いっぽうアグリピヌスはこの機会をとらえてエギディウスへの復讐に利用して、リキメール側にたち西ゴートとの協力関係を促進させたという話である。<sup>12)</sup>

このマルティヌスの解釈について、マティソンはこの事件の発端を、462年のナルボンヌの割譲問題ではなく、456年から458年にかけてのブルグンド族の領域拡大に求めるべきとしている。その論拠は、時期的にみて462年はエギディウスがリキメールとの対立から前者による告訴はありえないことであり、そしてアグリピヌスとルピキウスはともにブルグンド地域の出身であって、両者とブルグンド族とのつながりの可能性を指摘している。<sup>13)</sup> このマティソン説が正しいとするならば、ガリア政治動向を背景にアグリピヌス問題をどのように理解しうるのであろうか。

アグリピヌスの死刑判決から釈放というめまぐるしい転換は、イタリアに勢力をもつ帝国の影の実力者、リキメールとの勢力均衡をはかるために、マヨリアヌスがガロ・ロマン勢力をとりこみをはかった可能性がある。さらにはリキメール自身がブルグンド族をもってアレマンネンと西ゴート両族にたいする北イタリアの防壁とするためにブルグンド族への接近をはかり、王グンドヴェクを娘婿とし、ガリアのmagister militumに任命して西ゴート領をのぞくガリア全域の軍事命令権を託している。さらに注目すべきは、前述したように、マヨリアヌスの宮廷財務官のDomnolusがジュラ諸修道院と密接な関係にあり、<sup>14)</sup> またブルグンド王ヒルペリクスとも親交をもっていたところから、マヨリアヌスの政策転換にはドムノルスが介在した可能性が指摘される。<sup>15)</sup>

#### [注]

- 1) 出稿「ガロ・ロマン末期のローヌ修道制」78頁-80頁。
- 2) H.H.Anton, Burgunden, Reallex. d.Germ. Altertumskunde II, S.241.
- 3) H.Wieruszowski, Die Zusammensetzung des gallischen u.fränkischen Episcopats bis zum Vertrag von Verdun, Bonner Jbb.127 (1922/23), S.14.

- 4) VPI 145, p. 394. シアグリアは、パヴィア司教Epiphaniusが東ゴート王テオドリクスから派遣されてブルグンド王グンドバットに戦争捕虜の解放交渉をおこなったとき、そのための資金援助をおこなっている。Ennodiusはかの女を“thesaurus ecclesiae”と呼んでいる。マウリティウスの初代院長Hymnemodusはリヨンのかの女の家を祝別し、唾の娘を奇跡で癒した。A.Coville, *Recherches sur l' Histoire de Lyon, du V<sup>m</sup> siècle au IX<sup>m</sup> siècle (450-800)*, Paris 1928, p. 26.
- 5) *Epistolae Sidonii Apollinaris VI 25*, MGH. AA. VIII.
- 6) R.W.Mathisen, *Ecclesiastical Factionalism and Religious Controversy in Fifth Century Gaul*, Washington 1988, p.84. ; 拙稿「ガロ・ロマン末期のローヌ修道制」91頁。
- 7) VPI 126, p. 374.
- 8) Martine. op. cit., p.339, n. 4.
- 9) VPI 92-95, p.336-340.
- 10) Greg. Tur., VP 5, Martine, p.458f; James, p.33f.
- 11) VPI 96-109, p.342-352.
- 12) Martine, op. cit., p.444f.
- 13) Mathisen, op. cit., p.616f.
- 14) *Ep.Sid.Apoll., IV 25*, MGH. AA. VIII. p.76f
- 15) Mathisen, op. cit., p. 618.

## おわりに

以上のジュラ諸修道院をめぐる諸問題の考察から、ブルグンド修道院史において同修道院はどのような位置づけができるのであろうか。

590年コルムバヌスによるアイルランド修道制のルクスイュー修道院の影響力はメロヴィング・フランク国家のアウストラシアおよびネウストリア両分国におよんだが、ブルグンド分国は北部にかぎられ、南西部のジュラ地方にはのびてはいない。それはアイルランド修道制とフランクの「私有教会制」というゲルマン的教会理念とのむすびつき、アウストラシアとネウストリアのフランク貴族が自領にこの理念にもとづく修道院および教会の設立をすすめたからであった。ジュラ地方におけるアイルランド修道制の空白はその担い手フランク貴族勢力の不在という理由によるのか、ブザンソン司教座教会にみられるように、アイルランド修道制を排し、ローマ教会制度を保持する、ブルグンド中部および南部のガロ・ロマン的教会貴族の影響がジュラ山地にまでおよんでいたのか、アイルランド修道制

とジュラ諸修道制との関係についての検討はつぎの機会にゆずることとする。

また、6世紀末期から7世紀にかけてガリア修道院史に影響をあたえ、のちの西欧修道制の基盤となるベネディクト修道制とジュラ諸修道院との関係はどうであろうか。

クルシュはベネディクト戒律（RB）との類似性でもって、VPIによる後のRBの模倣と断定し、VPIの信憑性の疑念を表明している。マルティヌスは両者の類似点について、1）外部からの品物はすべて修道院長に引き渡す義務<sup>1)</sup>、2）病人を手厚く看病する義務<sup>2)</sup>、3）院長の責務として、医師の治療とおなじように、個々の傷ついた魂のために適切な治療を施す義務、霊的状态に従い、それに適する勧告をあたえる義務<sup>3)</sup>など諸点をあげ、VPIがRBからそれらの事項をとりいれたとみるよりは、それらはコンダ修道院の修道士が毎日読みあげているバシレイオス戒律にも、さらにニッサのグレゴリウスの“*Instituto Christiano*”にも存在していることを指摘し、諸修道院戒律のうちに近親的な類似性が存在するのは、戒律の作り手が初期修道制、オリエント諸教父の戒律と伝記、アウグスティヌス戒律、カッシアヌスの“*Institutiones*”などから汲みとっているかぎり、それぞれの修道制が成熟し、一定の発展段階に達したとき、相互に独立しているとはいえ、似たような戒律をもつことになるとのべている。<sup>4)</sup>しかし、ジュラの戒律の成立がRBよりも先行していたとしても、RBがいつ、また、どのような経過をへてブルグンド、とくにジュラ地方に浸透し、ジュラ諸修道院といかなる関係をもつにいたるか、この残された問題は将来の検討課題としたい。

最後にジュラ諸修道院のブルグンド地域における影響力、すなわち教勢についてふれば、ジュラ諸修道院の教勢がブザンソン司教区内部ばかりか、それを越えた“*Territoria*”に及ぶとVPIの記事は伝えるが、その具体的な教勢はVPIからは知りえない。<sup>5)</sup>

コンダ修道院はサン・クラウド修道院として存続し、ラウコンヌ修道院はルピキウス死後、急速に衰亡し、9世紀にはCellaとして、また、12世紀には小修道院として名称のみを文書のなかにとどめているにすぎない。ブザンソン教区で最初の女子修道院、ラ・バルムもロマヌスの遺言により、かれの墳墓教会（バシリカ）を管理する役務を担い、St-Romain-de-Rochéの名称となったが、これも修道院としての機能を早期に喪失し、バシリカとして存続するにすぎない。<sup>6)</sup>ただ、アレマンネン地域に設立された修道院ロマンモティエールについては、前述したように、トゥールのグレゴリウスはその設立をロマヌスとルピキウスに帰しているが、Jonasの“*Vita s.Columbani*”によれば、設立者はコルムバヌスの影響をうけたブルグンドのWaldelenus-Waldelenaの貴族家門出自のブザンソン司教Donatusの兄弟で、pagus Utrajorarumの大公職を父Waldelenusから継いだChramnelenusであり、そこには同じく、北イタリアのコルムバヌス修道院Bobbioからき

たWandregieselusが649年Fontenelle修道院設立するまで10年間滞在していた。このロマンモティエールの起源をいずれにもとめるのか判断は困難ではあるが、可能性としては、シュラムネレヌスが7世紀の30年代にジュラ系の衰退した同修道院を再建というかたちで再興させたのか、それともコルムバヌスの戒律の導入によって、ジュラ系からアイルランド系に転換させたのではないかと推定する。モィーズは同修道院をもって、ジュラ諸修道院とルクスイーユ修道院からの教勢の接点とみなしている。<sup>7)</sup>

ところで、ブルグンド地域におけるジュラ諸修道院の教勢問題は伝承の領域にとどまるが、モィーズの以下の指摘は注目にあたいる。12世紀以前にさかのぼりえない伝承ではあるが、6世紀にコンダの修道士PontiusがLe Lieuという地の湖Jouxに庵をむすんだ。ここにプレモントレ会が修道院の設立をこころみたとき、コンダ修道院の後身、サン・クラウド修道院が“locus domini Pontii”として同地の所有権を主張した。これが史実であったかどうかは疑問とするところであるが、このLe Lieuの地のJouxの谷は、コンダからロマンモティエールにいたる道路上にあり、ジュラの修道士たちがロマンモティエールに赴くおりの中継地の役割をはたしている。そして、さらにサン・クラウド修道院は10世紀と12世紀との間に作成された偽文書のなかでコンダの修道士Ymitheriusの庵に起源を帰しているSt-Hymetière修道院の所領の所有権を要求している。もし、このことが事実ならば、このふたつの修道院はともにブザンソン教区をこえて、東西への進出の最先端地であり、北にはロマンモティエールが、そして北西には、14世紀の聖マウルスの崇敬の慣習がサン・クラウド修道院に存在している事実から、このこともきわめて信憑性にとぼしいが、Saint-Maur修道院がサン・クラウド修道院の子・修道院(Tochterkloster)であった可能性がある。しかし、モィーズはメロヴィング時代の数おおくの修道院のジュラ系への帰属性を認めるとしても、ジュラの影響が聖クラウド(コンダ)修道院の教勢域をでることなく、ベネディクト以前のジュラの慣習のひろがりに変化をあたえていないことを指摘して、ジュラの教勢域はJoux-RomainmôtierのValserineの谷の線とAin溪谷との間に限定している。<sup>8)</sup>

以上のジュラ諸修道院の諸問題の検討から、われわれはレランスの修道制をローヌ(プロヴァンス)修道制の名称でその制度と霊的活動を括りうるとするならば、レランスの影響下をうけながらも、ジュラ諸修道院が、モィーズがいうように、その教勢域が限定されたものであったとしても、レランスとは異なるジュラ修道制の名称に値する固有の修道制をガロ・ブルグンド期のジュラの風土と政治的・教会的環境のもとで形成したと評価するのはなかろうか。

[注]

- 1) VPI 172, p.424 ; ベネディクト戒律 (RB) 54, 後期ラテン教父、編訳、監修=上智大学中世思想研究所、平凡社 1993, 306頁.
- 2) VPI 171, p.422 ; B R 36, 289頁
- 3) VPI 45, p.288 et 47, p.290 ; R B 2, 250-252頁 ; 27, 281頁 ; 28, 282頁.
- 4) Martine, *op. cit.*, p.34f.
- 5) ジュラ諸修道院となんらかの形で関係があった地域は、ロマヌスの隠遁の地を訪れたふたりの聖職者の町Nyon (VPI 13, p.254)、ロマヌスの奇跡の地、コンダ修道院から50km東南、リヨン街道沿いの村Poncin (VPI 43, p.286)、ロマヌスの巡礼の地アガウヌム (VPI 44, p.286)、この巡礼の途上、奇跡による病の治癒を願った司教、貴族および民衆に力づくで迎え入れられ、また、エウゲンドウスがガロ・ロマン貴族を弾劾した都市、ジュネーブ (VPI 45-47, p.288ff)、エウゲンドウスと友誼で結ばれた司教Leonibusがいるヴィエンヌ (VPI 127, p.376)、同じくかれが奇跡で癒した悪霊つきの娘が住む村Secudiacum (Sièges) (VPI 141, p.390) などがあげられる。
- 6) Moyse, *op. cit.*, p.65f.
- 7) Greg. Tur., VP.2, Martine, p.452;James, p.30, n.7;Moyse, *op.cit.*, p.99, p.374f.
- 8) Moyse, *op.cit.*, p.67ff.